

大子町耐震改修促進計画

平成31年3月

令和4年4月改正

大 子 町

第1章 計画の背景と目的等.....	- 1 -
1. 計画の背景と目的.....	- 1 -
2. 計画の位置づけ.....	- 2 -
3. 計画の対象期間.....	- 3 -
4. 対象区域及び対象建築物.....	- 3 -
5. 建築物の所有者・管理者の取組み.....	- 7 -
第2章 大子町において被害が想定される地震.....	- 8 -
1. 想定される地震と規模.....	- 8 -
第3章 建築物の耐震化の現状と目標.....	- 11 -
1. 住宅の耐震化の現状と目標.....	- 11 -
2. 多数の者が利用する建築物（特定建築物）の現状と目標.....	- 13 -
3. 危険物を取扱う建築物（特定建築物）の現状と目標.....	- 14 -
4. 町有建築物（特定建築物を除く）の耐震化の現状と目標.....	- 14 -
第4章 建築物の耐震化を促進するための支援策.....	- 15 -
1. 耐震化の促進に係る基本的な考え方.....	- 15 -
2. 耐震化の促進を図るための支援策.....	- 15 -
3. 地震時の総合的な安全対策の推進.....	- 16 -
第5章 耐震改修等を促進するための指導や助言等.....	- 17 -
第6章 その他の耐震改修等を促進するための事項.....	- 17 -

参考資料 建築物の耐震改修の促進に関する法律

第1章 計画の背景と目的等

1. 計画の背景と目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により沿岸部に甚大な被害をもたらしただけでなく、内陸市町村の建築物に対しても大きな被害を発生させました。茨城県では最大震度6強を記録し、県内広範囲で甚大な被害を受けました。

また、近い将来に、南海トラフ巨大地震や、首都直下地震、火山噴火等の大規模災害の発生が懸念されています（※1）。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、およそ10万棟が全壊、14万棟が半壊しましたが（※2）、地震を直接の死因とする人の約9割が、家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるものでした（図1-1）。一方、東日本大震災では、およそ12万棟が全壊、28万棟が半壊しましたが、現行の基準に従って建設・補強された建築物は、地震の揺れによる被害は限定的で、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした（※3）。

大規模地震による建築物の被害を減らすためには、建築基準法の「新耐震基準」（※4）導入前の建築物について耐震性の向上を図ることが重要と考えられています。

平成7年10月27日には、阪神・淡路大震災を教訓として、法律第123号「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月施行）」（以下、「耐震改修促進法」という。）が制定されました。その後、耐震改修促進法は、平成17年10月に改正され、市町村は「市町村耐震改修促進計画」の策定に努めるよう定められました。更に、平成25年11月には、特定の建築物に対する耐震診断実施の義務化や、耐震改修計画の認定基準の緩和等、耐震化促進の一層の強化を図るため、改正施行されています。これらを受け、茨城県では、平成19年3月に「茨城県耐震改修促進計画」が策定され、平成28年3月に改定が行われました。

このような背景から、「耐震改修促進法」及び「茨城県耐震改修促進計画」に基づき、大子町の建築物の耐震化を促進することを目的として、「大子町耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定することにしました。

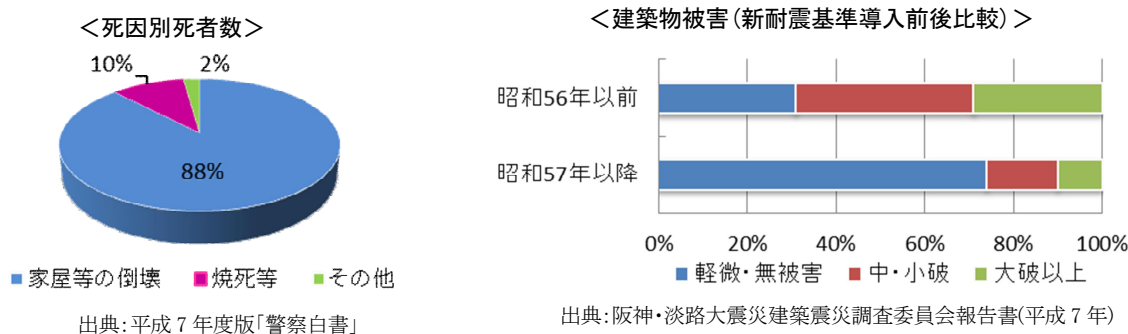


図1-1 阪神・淡路大震災の被害等

※1：中央防災会議防災対策推進検討会議「最終報告」（H24年7月）

※2：消防庁「阪神・淡路大震災について（確定報）」（H18年5月）

※3：消防庁「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第159報）」（H31年3月）

※4：宮城県沖地震（昭和53年M7.4）等の経験から、昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行された基準。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「新耐震基準」が導入される前の既存建築物（昭和56年5月31日以前に建築確認を受け着工）の耐震化を促進し、建築物の地震に対する安全性の向上を図るために、耐震化の目標を定めるものです。

また、本計画は、耐震改修促進法に基づき、国や県の関連する計画等を踏まえて策定するものとしてします。

2-2 太子町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

本計画に定めた目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者等に対する意識啓発・制度周知、耐震改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等を図ることが重要です。

このため、太子町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムでは、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、取り組みの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的としています。

アクションプログラムの取り組み内容としては、住宅所有者等への財政的支援として、木造住宅の耐震診断費及び耐震改修費に対して一部補助を実施します。また、住宅所有者等への普及啓発活動として、住宅所有者に対する直接的な支援、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、町民への周知普及を実施します。

なお、社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、毎年度取組内容の検証、見直しを行います。アクションプログラムの取組に伴う実施・達成状況については公表します。

2-3 町による支援策

令和2年度から町内における住宅の耐震化促進や避難路等の安全の確保のため、木造住宅の耐震診断や耐震改修、危険ブロック塀等の撤去に対する各種補助制度を創設しました。

表 4-3 太子町の補助制度一覧（令和3年度時点）

補助制度一覧			
	木造住宅耐震診断士派遣事業	戸建て木造住宅耐震改修等工事補助金	危険ブロック塀等撤去事業補助金
	対象の木造住宅に町が耐震診断士を派遣し、耐震診断を行う。	耐震診断により基準を満たしていないと診断された木造住宅の耐震設計及び耐震改修工事をする場合に改修工事費の補助を行う。	緊急輸送道路及び通学路（避難路等）に面する倒壊のおそれのある危険ブロック塀を撤去するものに撤去費の補助を行う。
対象者	戸建て木造住宅の所有者	居住している戸建て木造住宅の所有者 (居住予定者含む)	危険ブロック塀の所有者等

主な要件	建築年月日	昭和56年5月31日以前 に着工したもの	昭和56年5月31日以前 に着工したもの	—
	階数	2階以下	2階以下	—
	床面積	30㎡以上	30㎡以上	—
	建築工法	在来軸組工法 又は枠組壁工法	在来軸組工法 又は枠組壁工法	—
	その他	自己負担 2,000円	耐震診断により基準を満た していないと判定された木 造住宅	避難路等に面する道路面か らの高さ80cm以上の基 準に適合しないブロック塀 等
施工業者	茨城県建築士会から派遣さ れる耐震診断士	町内業者又は茨城県木造住 宅耐震診断士養成講習会受 講者名簿に登載されている 事業者	町内業者	
他の助成金との併用	—	併用可	—	
算出方法	—	耐震改修工事費×4/5	撤去費×2/3	
交付限度額	—	100万円	15万円	

3. 計画の対象期間

本計画の対象期間は、2019年度（平成31年度）から2026年度までの8年間とします。ただし、社会経済状況や関連計画の改定等の状況に応じて、計画内容の見直しを行うことがあります。

4. 対象区域及び対象建築物

4-1 対象区域

本計画の対象区域は、大子町全域とします。

4-2 対象とする建築物

対象とする建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の「新耐震基準」が導入される前の既存建築物のうち、同基準に適合しない建築物とします（以降、「旧耐震基準」という）。

なお、本計画では、耐震化率の算定にあたり、新耐震基準の建築物も含めて集計しています。

表 1-1 本計画での対象建築物

区 分	内 容
(1) 住 宅	戸建住宅、共同住宅（長屋建を含む）
(2) 特定建築物	①不特定多数・避難上の要配慮者が利用する建築物 （以下、「多数の者が利用する建築物」という。）

	②危険物を取扱う建築物
	③地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物 (以下、「避難路沿道建築物」という。)
(3) 町有建築物	町が所有する建築物のうち、面積 200m ² 超のもの (特定建築物を除いて集計)

(1) 住 宅

戸建住宅及び共同住宅とします。戸建住宅には併用住宅を、また、共同住宅には長屋建も含めます。

(2) 特定建築物

本計画では、表 1-1 に示すとおり、特定建築物を「多数の者が利用する建築物」、「危険物を取扱う建築物」、「避難路沿道建築物」とします。

特定建築物は、耐震改修促進法第 14 条第 1 号から第 3 号に定められる「特定既存耐震不適格建築物」を指し、階数や規模などの要件（表 1-2、表 1-3）に該当するものです。

1) 多数の者が利用する建築物

学校、体育館、病院等、多数の者が利用する一定規模以上の建築物が該当します（表 1-2）。

2) 危険物を取扱う建築物

危険物の倉庫など、一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場として使用されている建築物が該当します（表 1-3）。

表 1-2 特定既存耐震不適格建築物一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物の規模要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			2,000㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、保育所		階数2以上かつ 500㎡以上	750㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)			2,000㎡以上
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ※詳細は次頁(表1-3)参照			
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		全ての建築物	

出典：茨城県耐震改修促進計画

表 1-3 特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧

危険物の種類	危険物の数量
1. 火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空包	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
2. 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
3. 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30 t 可燃性液体類20m ³
4. マッチ	300 マッチトン(※)
5. 可燃性のガス	2 万m ³
6. 圧縮ガス	20 万m ³
7. 液化ガス	2,000 t
8. 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物20 t 劇物200 t

※：マッチトンは、マッチの計量単位。並型マッチ（56×36×17mm）で7,200個、約120kg

1) 特定既存耐震不適格建築物の要件

上記の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

2) 指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件

床面積の合計が500m²以上でかつ上記の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

出典：茨城県耐震改修促進計画

3) 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物（避難路沿道建築物）は、県及び町が指定した道路の沿道建築物のうち、一定の高さを超える旧耐震基準の建築物です（図1-2）。

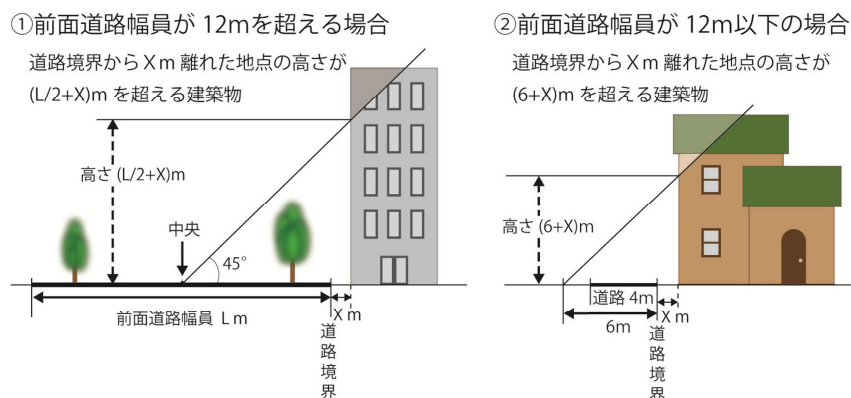


図1-2 避難路沿道建築物の要件

(3) 町有建築物

災害時の拠点となり、不特定多数が利用する町役場、消防署、小中学校、公民館、コミュニティセンターなどの町が所有する建築物のうち、200m²超のものを対象とします（特定建築物は除く）。

5. 建築物の所有者・管理者の取組み

耐震改修促進法により、耐震関係の基準に適合していない全ての建築物について、耐震化の努力義務が課せられています。

建築物の耐震化を促進するには、建築物の所有者・管理者が防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することが重要であるため、「自らの生命・財産は自らが守る」という意識を持ち、建築物の安全性の確保に取り組むことを基本的な考え方とします。

町は、国や県と連携して、所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすいように、耐震化促進のための環境の整備、知識の普及・啓発等に努めます。

第2章 大子町において被害が想定される地震

1. 想定される地震と規模

茨城県地震被害想定調査（平成30年12月公表）では、県及びその周辺における過去の地震被害（表2-1）や断層の分布状況を踏まえ、県に大きな被害をもたらすおそれのある地震を想定しています。

表2-1 茨城県の過去の地震災害

発生年月日	震源地	マグニチュード (注1)	県内最大震度 (注2)	茨城の被害状況
平成23(2011)年3月11日	三陸沖	9.0	6強	直接死24、関連死37、重症33、行方不明1、全壊家屋2,620
平成20(2008)年7月5日	茨城県沖	5.2	5弱	被害なし
平成20(2008)年5月8日	茨城県沖	7.0	5弱	負傷1
平成17(2005)年10月19日	茨城県沖	6.3	5弱	負傷1
平成17(2005)年8月16日	宮城県沖	7.2	5弱	被害なし
平成17(2005)年4月11日	千葉県北東部	6.1	5強	被害なし
平成17(2005)年2月16日	茨城県南部	5.4	5弱	負傷7
平成16(2004)年10月6日	茨城県南部	5.7	5弱	被害なし
平成15(2003)年11月15日	茨城県沖	5.8	4	負傷1
平成14(2002)年6月14日	茨城県南部	4.9	4	負傷1、建物被害8、塀倒壊5
平成14(2002)年2月12日	茨城県沖	5.7	5弱	負傷1、建物被害12
平成12(2000)年7月21日	茨城県沖	6.4	5弱	屋根瓦の落下2
昭和62(1987)年12月17日	千葉県東方沖	6.7	4	負傷者24、家屋の一部破損1,252
昭和13(1938)年11月5日	福島県沖	7.5	5	県内で僅少被害
昭和13(1938)年9月22日	茨城県沖	6.5	5	県内で僅少被害
昭和13(1938)年5月23日	茨城県沖	7.0	5	県北部で小被害
昭和8(1933)年3月3日	三陸沖	8.1	5	
昭和6(1931)年9月21日	埼玉県中部 (西埼玉地震)	6.9	5	負傷1、半壊家屋1
昭和5(1930)年6月1日	茨城県 北部沿岸	6.5	5	水戸外で小被害
大正12(1923)年9月1日	神奈川県西部 (関東大地震)	7.9	4	死者5、負傷者40、全壊家屋517、半壊家屋681
大正10(1921)年12月8日	茨城県南部	7.0	4	墓石多数倒壊、田畑、道路亀裂
明治28(1895)年1月18日	茨城県南東部	7.2	-	圧死者4、負傷34、全壊家屋37
延宝5(1677)年10月9日	関東磐城 (房総半島南東沖)	7.4	-	沿岸に津波、水戸領内で溺死36
弘仁9(818)年7月	関東諸国(相模湾)	7.9	-	山崩れ数里、圧死者多数

注1: マグニチュードは、地震を生じた源(震源)の強さを表す。

注2: 震度は、ある場所における地震の揺れの強さを表す。

出典: 「災害の記録(茨城の災害)」「消防防災年報」茨城県消防防災課、「東日本大震災の状況について(2月4日9時現在)」茨城県、「茨城の気象百年」水戸地方気象台

表2-2は、茨城県地震被害想定調査における県で特に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震とその概要です。

町の位置する県北部では、表2-2のNo. 3, No. 4, No. 5の地震において最大震度5強以上が予想されています（次頁図2-1）。

これらの内、No. 4の棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震（棚倉破砕帯）では、町は最大で震度「6強」という大きな震度が予想されており、注意が必要です。

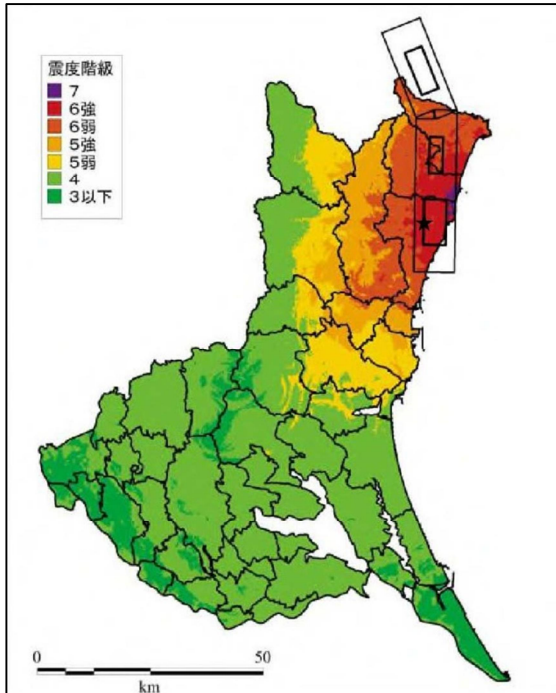
表2-2 想定地震とその概要

No	地震名	地震規模	想定 の 観 点	地震動評価法	参考モデル	大子町の最大震度
1	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	Mw7.3	首都直下型のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	詳細法	内閣府(2013)	5弱
2	茨城・埼玉県境の地震 (茨城・埼玉県境)	Mw7.3			4	
3	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震 (F1断層)	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害		原子力規制委員会審査会合資料など	5強
4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震 (棚倉破砕帯)	Mw7.0				6強
5	太平洋プレート内の地震(北部) (太平洋プレート(北部))	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害		地震調査委員会長期評価部会での議論	5強
6	太平洋プレート内の地震(南部) (太平洋プレート(南部))	Mw7.5				5弱
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)	Mw8.4	津波による被害	簡便法	茨城県(2012)	5弱

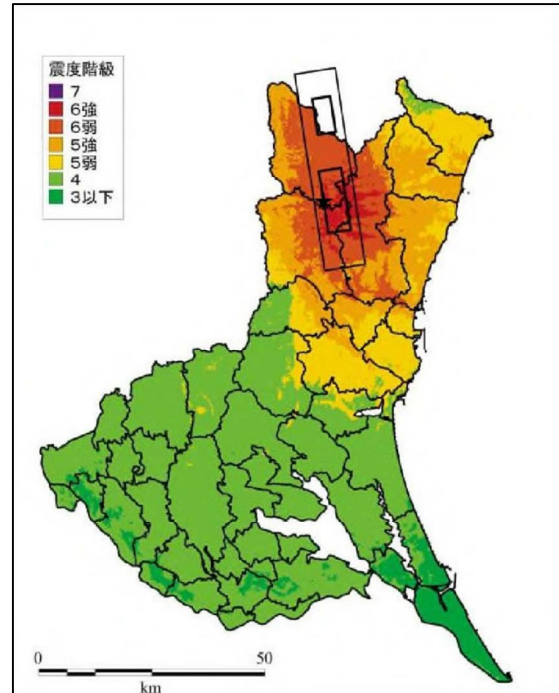
注1：Mwは、モーメントマグニチュード

注2：地震名の下段にあるカッコ内の名称は略称

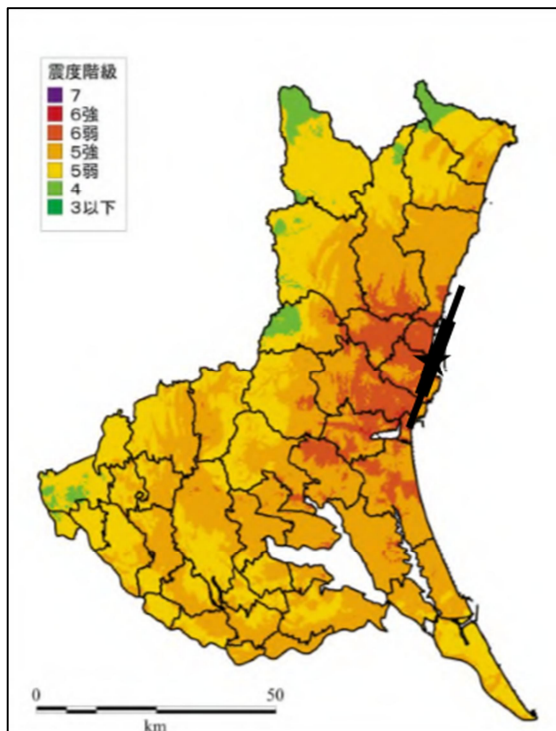
出典：茨城県地震被害想定調査報告書（平成30年12月）



No. 3 F1断層などの連動による地震



No. 4棚倉破砕帯東縁断層などの連動による地震



No. 5太平洋プレート内の地震（北部）

図2-1 想定地震の地表震度分布

出典：茨城県地震被害想定調査報告書（平成30年12月）

第3章 建築物の耐震化の現状と目標

1. 住宅の耐震化の現状と目標

1-1 住宅の耐震化の現状

2018年（平成30年）時点で、町の住宅総戸数6,384戸に対し、約54%にあたる3,464戸が旧耐震基準で建築され、そのうち2,938戸が必要な耐震性を満たしていないものと推計されています。

表3-1 住宅の耐震化の現状（平成30年時点）（※1）

用途区分	旧耐震基準			新耐震基準	住宅 総戸数	耐震性あり	耐震化率
	計	耐震性あり (※2)	耐震性 なし				
	a=b+c	b	c				
戸建住宅	3,341	427	2,914	2,920	6,384	3,446	54%
共同住宅	123	99	24				
合計	3,464	526	2,938				

※1：2018年の住宅戸数は、平成25年住宅・土地統計調査結果（総務省統計局）、茨城県住宅着工データ（茨城県）等を基に推計しています。

※2：旧耐震基準で建築された住宅のうち耐震性のある住宅の推計であり、平成25年住宅・土地統計調査における昭和55年以前に建築された住宅から算出しています。

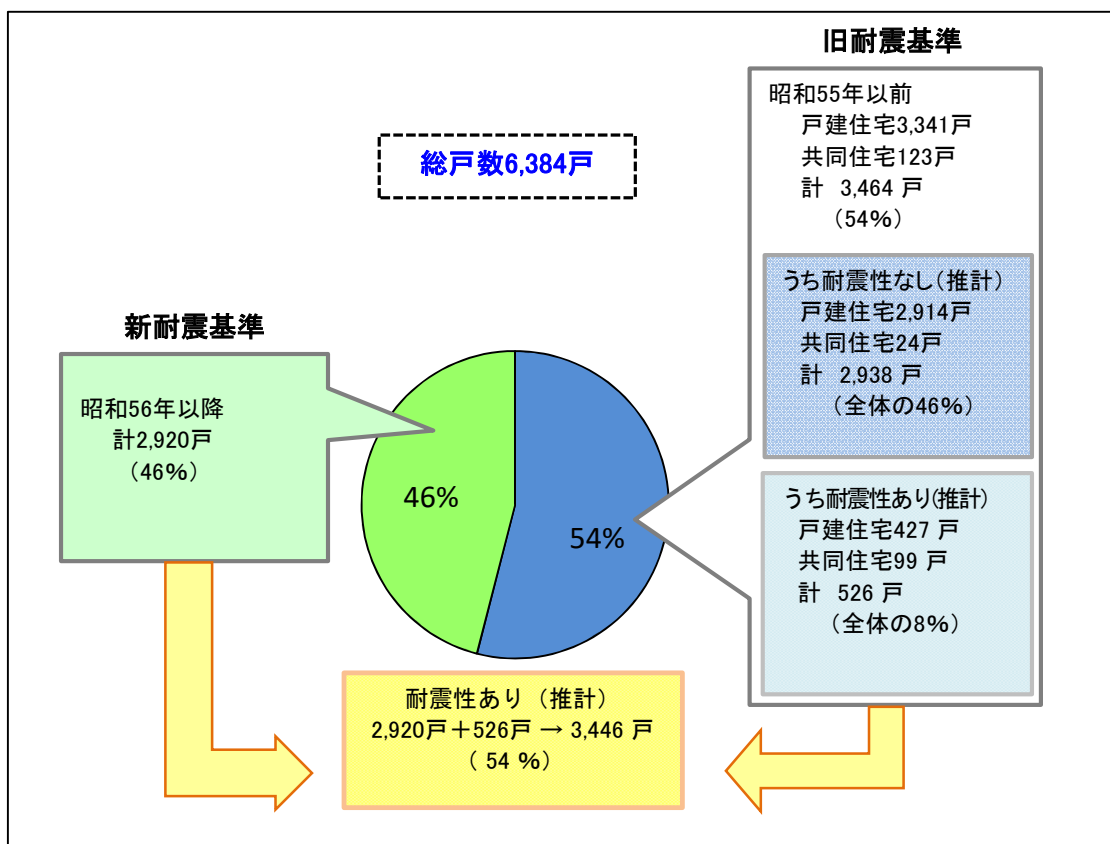


図3-1 住宅の耐震化の現状：2018年（平成30年）

1-2 住宅の耐震化の目標

2025年時点の住宅総戸数は、「平成25年住宅・土地統計調査」を基に推計した結果、5,958戸となり、2018年（平成30年）に比べて約430戸の減少が予想されます。そのうち耐震性のある住宅戸数は3,463戸で、老朽化等に伴う建替えや、新築による耐震基準を満たした住宅の増加が現状のまま推移した場合、耐震化率は58%と推計されます（表3-2）。

町は、地震による被害の軽減を目指し、住宅の耐震化率を2025年度までに70%まで向上させることを目標としました。住宅の耐震化の目標を図3-2に示します。

表3-2 住宅の耐震化率の推計（2025年時点推計）（※1）

用途区分	旧耐震基準			新耐震基準	住宅 総戸数	耐震性あり	耐震化率
	計	耐震性 あり(※2)	耐震性 なし				
	a=b+c	b	c				
戸建住宅	2,885	406	2,479	2,958	5,958	3,463	58%
共同住宅	115	99	16				
合計	3,000	505	2,495				

※1：2025年時点の住宅戸数は、住宅・土地統計調査結果（総務省統計局）、茨城県住宅着工データ（茨城県）等を基に推計しています。

※2：旧耐震基準で建築された住宅のうち耐震性のある住宅の推計値です。

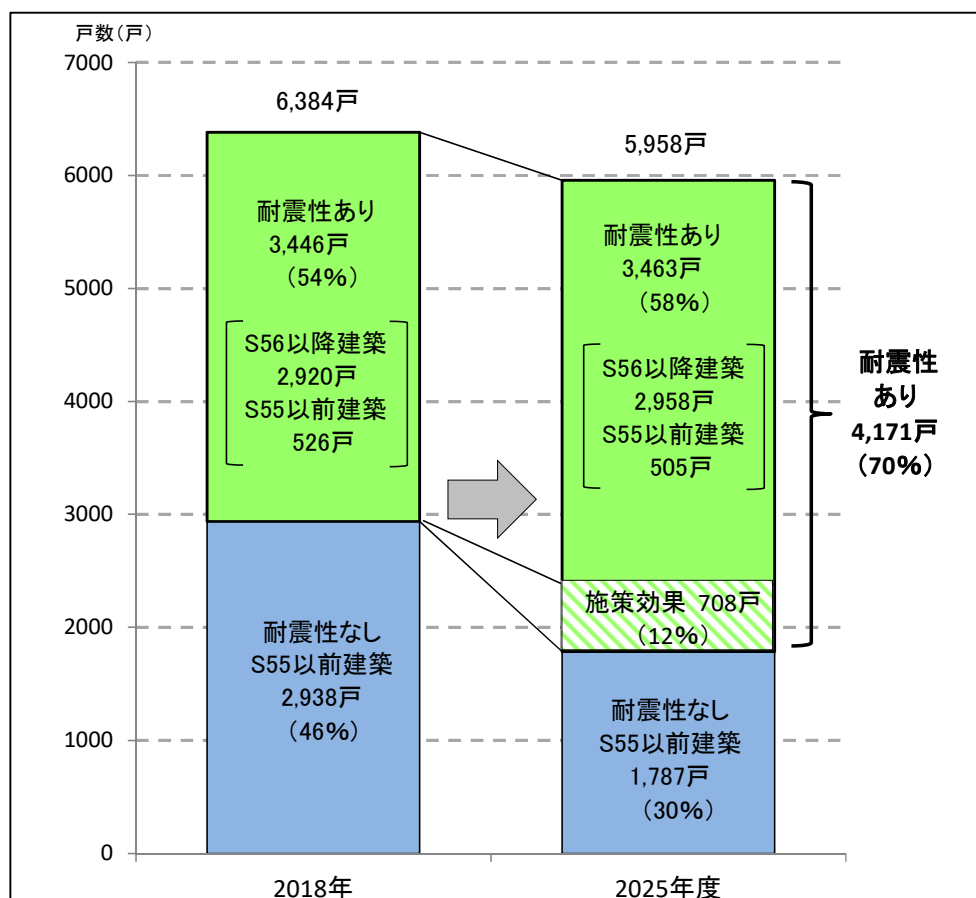


図3-2 住宅の耐震化の目標

2. 多数の者が利用する建築物（特定建築物）の現状と目標

2-1 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

特定建築物のうち、不特定多数が利用する建築物や、避難の際に特に配慮を要する者が利用する学校・老人保健施設等の建築物は、災害時に大きな人的被害が発生するおそれがあります。

多数の者が利用する公共の建築物は37棟あり、耐震性があるものは30棟で、現状の耐震化率は81%です。

表 3-3 多数の者が利用する公共の建築物の耐震化の現状（平成30年時点）

用途区分	計 A=B+D	旧耐震基準		新耐震基準 D	耐震性あり E=C+D	耐震化率 F=E/A
		B	うち耐震性あり C			
学校	18	9	9	9	18	81%
賃貸共同住宅	1	0	0	1	1	
事務所	3	1	0	2	2	
その他の施設	15	6	0	9	9	
合計	37	16	9	21	30	

一方、多数の者が利用する民間の建築物は11棟あり、耐震性があるものは7棟で、現状の耐震化率は64%です。

表 3-4 多数の者が利用する民間の建築物の耐震化の現状（平成30年時点）

用途区分	計 A=B+D	旧耐震基準		新耐震基準 D	耐震性あり E=C+D	耐震化率 F=E/A
		B	うち耐震性あり C			
病院・診療所	4	2	0	2	2	64%
社会福祉施設	2	0	0	2	2	
賃貸共同住宅	1	1	1	0	1	
ホテル・旅館	3	2	0	1	1	
その他	1	1	1	0	1	
合計	11	6	2	5	7	

2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

公共の建築物については、個別の建替え等の計画により耐震化を進めていきます。

民間の建築物については、必要な知識の普及・啓発や指導を行い、耐震化を促進していきます。

3. 危険物を取扱う建築物（特定建築物）の現状と目標

危険物を取扱う建築物（表 1-3 参照）は、4 箇所あります。旧耐震基準の建築物は 3 箇所
で、うち 1 箇所は耐震性が確認されており、耐震化率は 50%です。

必要な知識の普及・啓発や指導を行い、耐震化を促進していきます。

表 3-5 危険物を取扱う建築物(※)（平成 30 年時点）

計 A=B+D	旧耐震基準		新耐震基準 D	耐震性あり E=C+D	耐震化率 F=E/A
	B	うち耐震性あり C			
4	3	1	1	2	50%

※地下貯蔵タンクは対象外としています。

4. 町有建築物（特定建築物を除く）の耐震化の現状と目標

特定建築物を除いた町有建築物は 84 棟あり、うち旧耐震基準の建築物は 31 棟です。新耐
震基準及び耐震化の対策済みの建築物は 53 棟で、全体の 63%です。

町有建築物は、災害時における活動拠点として、防災上重要な建築物が多いことから、計
画的に耐震化を促進していきます。

表 3-6 町有建築物の現状（多数の者が利用する公共の建築物を除く）（平成 30 年時点）

用途区分	計 (※1)	旧耐震基準	新耐震基準(※2)
学校	9	0	9
社会福祉施設	1	0	1
公営住宅	2	0	2
事務所	2	2	0
その他の施設	70	29	41
合計	84	31	53

※1：本計画では、面積 200m² 超の町有建築物を対象とします。

※2：旧耐震基準の建築物のうち、耐震性の確保が認められるものを含みます。

第4章 建築物の耐震化を促進するための支援策

1. 耐震化の促進に係る基本的な考え方

建築物に関わる防災対策は、建築物の所有者等が「自らの生命・財産は自らが守る」という意識を持ち、建築物の安全性の確保に取り組むことが重要です。これらを基本的な考え方とし、町は、建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすいように、耐震化促進のための環境の整備、知識の普及・啓発等に努めます。また、次に示す既存の支援策に加え、町が支援する制度を整備し、耐震化の促進を図ります。

2. 耐震化の促進を図るための支援策

耐震化の促進を図るため、国・県及び関連団体等により支援策が設けられています。町は、これらについての周知を図り、耐震診断・耐震改修等の円滑な実施を促します。

表4-1及び表4-2は、国・関連団体による支援策の例です。

表 4-1 耐震診断・耐震改修に対する税の特例措置

特例措置名	既存住宅に係る耐震改修促進税制
概要	個人が旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建築された住宅の耐震改修を行った場合の所得税控除
内容	標準的な工事費用相当額の10%相当額を所得税から控除 主な要件 ①その者が主として居住の用に供する家屋であること ②昭和56年5月31日以前に着工されたものであること ③現行の耐震基準に適合しないものであること

表 4-2 住宅金融支援機構 耐震診断・耐震改修に対する融資制度

制度名	住宅金融支援機構（耐震改修工事）
概要	耐震改修工事に対する融資
対象建築物	戸建住宅：基本融資額 1,000万円 マンション：融資額 工事費の8割以内 (限度額 住戸数あたり500万円)

3. 地震時の総合的な安全対策の推進

地震による建築物の被害を最小限に止めるとともに、建築物内外の附帯施設における減災を図るためには、総合的な対策を実施することが重要です。そのため、以下の安全対策を推進します。

3-1 ブロック塀等の安全対策

地震によって塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、地震後の道路閉塞により、避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があります。

町は、倒壊の危険性について、町民や建物の所有者に周知し、正しい施工方法や補強方法の普及を図ります。

また、避難路沿道は特に注意が必要なことから、避難路を指定しています。

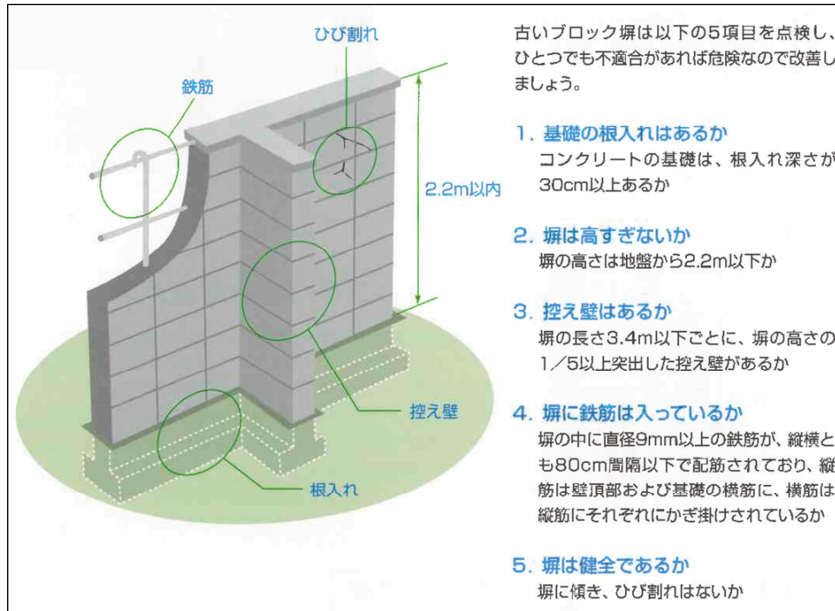


図 4-1 参考：ブロック塀の点検のチェックポイント

出典：一般財団法人日本建築防災協会「地震からわが家を守ろう」

3-2 ガラス等の落下防止対策

地震時には、窓ガラスが割れて飛散したり、額絵や飾り物等が落下したりするなどの事故が発生します。

ガラスや飾り物等の落下の危険性について、町民や建物の所有者に周知することが重要であるため、パンフレットやホームページ等により、啓発活動を進めます。

3-3 家具等の転倒防止対策

近年の大地震では、地震による建物被害がない場合でも、家具の転倒や散乱によって怪我をしたり避難が遅れることによる人的被害が多く報告されています。

パンフレットやホームページ等により、家具の転倒防止対策について周知し、家具の固定方法等の普及を図ります。

第5章 耐震改修等を促進するための指導や助言等

改正耐震改修促進法では、耐震基準に適合していない全ての建築物について、耐震化の努力義務を課しています。

このため、県や所管行政庁は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に向けて必要があると認めるときに、耐震改修促進法に基づき、当該建築物の所有者に必要な指導及び助言を行います。

町は、所管行政庁である県と連携し、適切な指導、助言等が行われるよう努めます。

第6章 その他の耐震改修等を促進するための事項

◆地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

(1) 茨城県緊急輸送道路

県計画において、「茨城県緊急輸送道路」（平成26年3月改定）が指定されており、町を通る道路は表6-1に示す路線です。このうち「地震発生時に通行を確保すべき道路」として、第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路（国道118号・国道461号・主要地方道北茨城大子線）が指定されています。

これらの道路沿いにある避難路沿道建築物のうち、旧耐震基準の建築物で耐震化されていないものについて、重点的に耐震化を促進していきます。

(2) 避難路

地震等の災害発生時に、住民が迅速かつ安全に避難するための道路として、本計画では避難路を設定しています。避難路は、災害発生時に通行を確保すべき道路であるため、沿道の建築物は重点的に耐震化を促進していきます。

表6-1 大子町を通る緊急輸送道路

路線名	区分
国道 118 号	第一次緊急輸送道路
国道 461 号 (県境：栃木県～小生瀬十字路口交差点)	第一次緊急輸送道路
主要地方道北茨城大子線	第一次緊急輸送道路
国道 461 号 (小生瀬十字路口交差点～町境：常陸太田市)	第二次緊急輸送道路
主要地方道大子那須線	第三次緊急輸送道路
一般県道梨野沢大子線	第三次緊急輸送道路
町道 112 号線	第三次緊急輸送道路



図6-1 大子町を通る緊急輸送道路

出典：茨城県緊急輸送道路ネットワーク計画 (平成 26 年 3 月改定)